

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第1条の2及び
独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第23条の2第2項第4号イ(1)の規定に基づき
文部科学大臣が定める件について

令和7年3月31日
文部科学大臣決定
令和7年5月29日改正

大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「支援法施行規則」という。）第1条の2の規定に基づき文部科学大臣が定めるもの及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号。以下「機構省令」という。）第23条の2第2項第4号イ(1)の規定に基づき文部科学大臣が定めるものについては、この決定の定めるところによる。

第一条 支援法施行規則第1条の2の規定に基づき文部科学大臣が定めるものは次のいずれにも該当するものとする。

- 一 支援法施行規則第1条の2に規定する扶養親族に該当しない者であること。
- 二 次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 支援法施行規則第10条第4項に規定する生計維持者（以下この条において単に「生計維持者」という。）の実子（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第2項に規定する授業料等減免実施年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の所得割の賦課期日（以下この条において「基準日」という。）から当該基準日の属する年の8月31日（授業料等減免（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項に規定する授業料等減免をいう。）が行われる月が4月から9月までの月であるときは、基準日が属する年の翌年の3月31日。）までの間（以下この条において「追加判定期間」という。）に出生したものに限る。）
- (2) 生計維持者の養子（追加判定期間に成立した民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定する特別養子縁組によるものに限る。）
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託された児童（追加判定期間に委託されたものに限る。）
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、追加判定期間において生計維持者と生計を一にしていると認められる者（当該生計維持者の親族（生計維持者の配偶者並びに生計維持者のいずれかの尊属及び扶養する生計維持者の年長者（生計維持者のいずれかの子を除く。）を除く。）に限る。）

第二条 前条の規定は、機構省令第23条の2第2項第4号イ(1)の規定に基づき文部科学大臣が定めるものについて準用する。この場合において、前条第1号中「支援法施行規則第1条の2」とあるのは「機構省令第23条の2第2項第4号イ(1)」と、同条第2号(1)中「支援法施行規則第10条

第4項」とあるのは「機構省令第23条の2第4項」と、「大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)第2条第2項に規定する授業料等減免実施年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年政令第2号)第8条の2第4項に規定する学資支給金支給年度分の地方税法」と、「授業料等減免(大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第4条第2項に規定する授業料等減免をいう。)が行われる」とあるのは「学資支給金(独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。)が支給される」と読み替えるものとする。

附 則

この決定の規定は、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第17号)の施行の日から適用する。

附 則(令和7年5月29日一部改正)

この決定の規定は、令和7年4月1日から適用する。